

教育目標及び学校の教育目標を達成するための基本方針

1 教育目標

- (1) いのちと健康を大切にし、体力を培い、障害を正しくとらえ、主体的に改善・克服し、たくましく生きていく力を養う。
- (2) 認識力や基礎的学力を養い、学ぶ喜びを知り、考える力を育てる。
- (3) 色々な経験を通して楽しい学校生活を送り、感情を豊かにする。
- (4) 生活リズムを整え、基本的生活習慣を確立していくとともに、身辺自立の力を養う。
- (5) 種々の制限・制約に立ち向かったり、がんばって最後までやり遂げたりする力を養う。
- (6) 互いの人権を尊重し、人と協力しあい、社会の一員として、共に明るく、よりよい社会をつくっていく力を養う。

2 学校の教育目標を達成するための基本方針

- (1) 人権教育の全体計画を基に、「道徳科」「特別活動」「総合的な学習の時間・総合的な探究の時間」「性教育」「キャリア教育」の指導との関連を図りながら、人権教育を推進する。また、全校教職員の共通理解のもと、児童・生徒一人一人の人権を尊重した適切な指導を行う。
- (2) 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）を活用した支援会議を実施し、障害の状況、本人や保護者、地域の教育ニーズに応じた指導を展開するとともに、進級・進学時のツールとして有効的な活用を図る。
- (3) 効果的な学習指導を実施するため、学習課題が共通する「学習グループ」を編成して指導を行い、個々の障害の状態や発達段階に応じた適切な指導を行う。
- (4) 児童・生徒及び保護者の願いや的確な実態把握に基づく指導課題等を踏まえて個別指導計画を作成し、小・中・高の12年間を見通した指導内容・方法の工夫や教材・教具等の開発に努める。さらに、個別指導計画の引継ぎ等により、12年間の学びの連続性と一貫性を重視した指導を行う。
- (5) 児童・生徒、保護者、関係機関からの評価、学校運営連絡協議会の提言に基づき、より良い学校づくりに努める。

3 小学部の目標

- (1) 健康な身体をつくり、生活のリズムを整える。
- (2) 感じる力、考える力を育み、それらを豊かに表現する。
- (3) 友達や先生と、豊かな人間関係をつくる。
- (4) 障害に基づく様々な困難を、自分から進んで、改善・克服する。（小学校に準ずる教育課程）
自分でできる身の回りのことを増やす。（知的障害を併せ有する児童の教育課程）
基本的生活習慣を身に付け、生活リズムを整える。（自立活動を主とする教育課程）

4 中学部の目標

- (1) 基本的生活習慣の確立を目指し、健康に生活する。
- (2) 身体の変形、拘縮の進行を防ぎ、機能の発達を目指す。
- (3) 豊かな感性、確かな学力を身に付け、主体的に生きる。
- (4) 興味、関心を広げ、熱中できること、楽しめることを見付ける。
- (5) 人と豊かに関わる力を養い、自立を目指す。
- (6) 確かな学力を身に付け、自ら考え行動する力を付けて自立を目指す。（中学校に準ずる教育課程）
個に応じて必要な学力を身に付け、自ら考え行動する力を付けて自立を目指す。（知的障害を併せ有する生徒の教育課程）
基本的生活習慣の確立を目指し、興味・関心を広げ、主体的に生きていく力を身に付ける。（自立活動を主とする教育課程）

5 高等部の目標

- (1) 社会の中で豊かに生きていく力を養う。
- (2) 自分の障害を見つめ、改善する意欲と態度を育てる。
- (3) 基本的な生活習慣を身に付けるとともに、健康な心と体を養う。
- (4) 基本的な学力の向上を図る。
- (5) 豊かな感性を育む。
- (6) 人との関わりを豊かにし、互いに認め合い、主体的に社会へ働きかけていく力を培う。
- (7) 企業就労や専門校、大学等への進学を目指すとともに、将来の社会生活に向けた自主性・自己決定能力の確立を図る。(高等学校に準ずる教育課程)
福祉就労や企業就労を目指した体験的な学習を通じ、自ら考え行動し、協調性・社会性を育み、社会参加を目指す。(知的障害を併せ有する生徒の教育課程)
卒業後の日中活動に向け、生活リズムを整え健康で安全に生活する力を養う。(自立活動を主とする教育課程)

6 訪問教育の方針

- (1) 児童・生徒の表現や気持ちを細かく捉えながら、学ぶ意欲や喜びを大切にし、児童・生徒が自ら成長していこうとする力を育むよう努める。
- (2) 訪問指導は、毎日登校して教育を受けることが困難な児童・生徒に対して、学校から教員が訪問して家庭や病院などで授業を行うものである。実態に合わせてスクリーンを設定し、体験を広げるとともに、集団活動を通して、様々な人との関わりを受け止める力や、伝え合い認め合う力を育て社会性を高めていく。
- (3) 児童・生徒や保護者の願い、各家庭の事情等を十分に受け止め、相互の理解を図ることを日々大切にし、教育にあたる。
- (4) 的確な児童・生徒の実態把握に努め、授業の実践力の向上を図る。
- (5) 児童・生徒の障害の状態や興味・関心、学習進度・習熟度を考慮し、また当該学年・グループの学習内容を精選して取り入れて、教育計画を立てて指導する。
- (6) 家庭や病院と連携し、教育環境の向上に努め、授業の充実を図る。
- (7) 在宅訪問学級では、1回2時間週3回、施設内訪問学級では、1回2時間週3回を目安として授業を保障することを原則とする。